

貸金庫規定

1. (格納品の範囲)

(1)貸金庫には、つぎに掲げるものを格納することができます。

- ① 公社債券、株券その他の有価証券
- ② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
- ③ 貴金属、宝石その他の貴重品
- ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの

(2)当行は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。

2. (契約期間等)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当行から解約の申し出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

3. (使用料)

(1)貸金庫の使用料は、当行所定の料率により1年分を前払いするものとし、毎年4月の当行所定の日、借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払い戻しのうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1か月として、その月から月割計算により支払ってください。

(2)使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。

(3)契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

4. (鍵の保管)

貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は予備鍵として当行所定の袋に入れたうえ借主および当行行員が封印のうえ、当行が保管します。

5. (貸金庫の開閉等)

(1)貸金庫の開庫は、借主または借主があらかじめ届け出た代理人が当行所定の開庫票に届け出の印章により記名押印して窓口へ提出し、正鍵を使用して行ってください。また、閉庫後は貸金庫の施錠を確認してください。

(2)自動貸金庫の場合は、借主へ「貸金庫カード」(以下「カード」という)を発行しますので、貸金庫の開閉に当たっては、借主がカードを操作機へ挿入し、届出の暗証をボタンにより操作のうえ、正鍵を使用してください。利用後は施錠を確認のうえ、返却のための操作をおこなってください。なお、ご自分で返却できない場合は、ただちに行員へお申し出ください。このお申し出がないため、損害がありましても当行はその責任を負いません。

(3)格納品の出し入れは、当行所定の場所でおこなってください。

(4)自動貸金庫のご利用にあたって、停電、故障等によりカードによる開庫ができない場合は、当行所定の開庫票へ借主名を記入のうえカードとともに窓口へ提出してください。

6. (暗証の照合)

貸金庫の開庫に際し、操作機で使用された暗証と届出の暗証との一致を確認して、開庫その他の取り扱いをしたうへは、カードまたは暗証につき、偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行はその責任を負いません。なお、窓口においてカードを確認し、開庫票、諸届その他の書類に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取り扱った場合も同様とします。

7. (届出事項の変更等)

(1)つぎの場合には、ただちに当行所定の書面によって取引店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。

- ① 印章、名称、住所その他の届出事項に変更があった場合
- ② カードまたは正鍵のき損、喪失、盗難の場合
- ③ その他この取引に影響のあることが起った場合

(2)届け出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは、到着しなかったときでも、通常到着すべき時に到着したものとみなします。

8. (カード、鍵、印章の喪失時等の取り扱い)

(1)カード、正鍵もしくは印章を失った場合の貸金庫の開閉は、当行所定の手続きをした後におこなってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(2)カードまたは正鍵を喪失、盗難、き損した場合は、カードの再発行、錠前等の取り替えに要する費用を支払ってください。なお、当行が貸金庫の変更を求めたときは、ただちにこれに応じてください。

9. (印鑑照合等)

開庫票、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取扱いをしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、使用された鍵についても当行は確認する義務を負いません。

10. (損害の負担等)

(1)災害、事変その他の不可抗力の事由または当行の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害について当行は責任を負いません。

(2)前項の事由による格納品の紛失、滅失、き損、変質等の損害についても当行は責任を負いません。

(3)借主の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

11. (反社会的勢力との取引拒絶)

この貸金庫は、第12条第3項第1号、第2号AからEおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第12条第3項第1号、第2号AからEまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。

12. (解約等)

(1)この契約は借主の申し出によりいつでも解約することができます。この場合、カード、正鍵及び届

出の印章を持参し、当行所定の手続きをしたうえ貸金庫を直ちに明け渡してください。なお、カード、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第8条に準じて取り扱います。

(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明け渡してください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

- ① 借主が使用料を支払わない時
- ② 借主について相続の開始があった時
- ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与え、またはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
- ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由がある時
- ⑤ 借主もしくは代理人がこの規定に違反したとき

(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があった時は、ただちに第1項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明け渡してください。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- ① 借主が貸金庫申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 借主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する
- ③ お客さまが、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他A～Dに準ずる行為

(4) 前3項の明渡しが遅延した時は、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌

月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第3条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときはただちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日第3条第1項の方法に準じて自動引き落としすることができるものとします。

(5)第1項または第2項の明渡しが3か月以上遅延したときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理し、もしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当行は貸金庫の開庫にさいして公証人等に立ち会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。

(6)使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当行からの請求がありしだい支払ってください。

13. (貸金庫の修繕、移転等)

貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当行が格納品の一時引き取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、ただちにこれに応じてください。

14. (緊急措置)

法廷の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害について当行は責任を負いません。

15. (譲渡、質入れ等の禁止)

貸金庫、契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利等は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

16. (保証人)

保証人は、この契約から生ずるすべての債務について、借主と連帯して履行の責めに任ずるものとします。この契約が継続された場合も同様とします。

17. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

18. (成年後見人等の届出)

(1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、ただちに成年後見人等の氏名・名称その他必要な事項を当行所定の書面によって預金店に届出てください。

(2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、ただちに任意後見人の氏名・名称その他必要な事項を当行所定の書面によって預金店に届出てください。

(3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記(1)および(2)と同様に預金店に届出てください。

(4)前記(1)から(3)までの届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に預金店に届出てください。また、預金者の成年後見人等または任意後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合もしくは任意後見監督人の選任がされた場合にも同様に預金店に届出

ください。

(5)前記(1)から(4)までの届出前に生じたお客さまの損害については、当行は責任を負いません。

19. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当行の当座勘定規定、各預金規定・特約により取扱います。

20. (規定の変更等)

(1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上